

令和 7 年度事業報告

I 主要事項に関する件

1 食品表示基準の改正への対応

消費者庁は、合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度の在り方について、国際規格及び基準を定めるコーデックス委員会の食品表示との整合性を図ることを目的として、令和 5 年 10 月に食品表示懇談会を設置し、制度の見直しや拡充を検討している。懇談会の下に設置された「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」（以下、「分科会」という。）において、「JAS 法上のルールからほぼそのまま食品表示基準に移行されたものをできるだけ横断的なものに統合すること」を方針として審議が進められている。

本会の任務は、この方針に対して、会員の要望を十分に反映した意見を分科会座長及び消費者庁担当課に伝えることである。このため、本会は、消費者庁担当課と緊密な連絡をとり、他団体の動向を注視・分析した。7 月～10 月に開催した各委員会の会議では、得られた情報をもとに検討を重ねていただき、最終的には分科会の方針を尊重する旨の結論を得た。

一方で会員が速やかに新ルールへ移行するため、分科会座長及び消費者庁担当課に、移行時に懸念される 3 点を文書にまとめ消費者庁に要請した（令和 7 年 10 月 27 日受理）（参考資料 1、参考資料 2）。

【経緯】

令和 7 年 1 月 21 日 第 8 回分科会において、果実飲料の個別ルールに対する業界側の意向を説明。委員から「原材料名の表示方法及び表示禁止事項について、他の品目と同様に横断的なルールに統合すべきではないか」などの指摘あり。

7 月 24 日～8 月 5 日 かんきつ搾汁委員会、りんご搾汁委員会、輸入果汁委員会及び技術委員会においてそれぞれ議論（対面及びウェブ参加の併用）。

技術委員会においては消費者庁担当官の出席のもと、意見交換の場を設定

9 月 消費者庁担当課と調整

10 月 17 日 前述の 4 委員会及び企画委員会による合同説明会（ウェブ開催）において、本会案を提示し了承を得た。

10 月 27 日 分科会座長あて及び消費者庁食品表示課に提出

11 月 26 日 第 16 回分科会は、本会からの要請文書を紹介し、受理

令和 7 年 12 月 26 日～令和 8 年 1 月 30 日 消費者庁は食品表示基準案をパブリックコメント

以上の動向については、メール及び果汁協会報等によって、適時、関係各位へ情報を提供した。

なお、4 月 1 日に改正食品表示基準の公布、施行が見込まれている。

2 JAS 認証機関の登録更新

本会は農林水産省の認証審査を受け、果実飲料及び有機加工食品の登録認証機関として、事業者の新規認証や、認証事項の確認調査等の業務を実施している。登録認証機関は、JAS

法に基づき 4 年ごとに登録更新の審査を受けることとされており、令和 7 年度はその登録更新の時期であった。

登録更新審査は、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）によって令和 7 年 10 月に行われ、本会は認証業務に関して詳細な審査を受審した。審査における特段の指摘事項は無く、充実点として、

- ・ 記録類が適切に管理されていること
- ・ 書類の電子データ化が進められていることについての評価
- ・ 農林水産省への報告等、適切に実施されていることへの評価
- ・ 検査室の環境管理への評価

等が挙げられた。また、FAMIC が別途実施している認証事業者の調査においても、事業者の本会への評価が非常に高いとの講評も得た。

一方で、登録認証機関としての適切な業務遂行にあたり、長期的なリスクに備えるため財務状況の改善に向けた対応を進めることが望ましいとのコメントを得た。

以上の結果、本会は認証機関として登録が更新された（「登録更新通知書」令和 7 年 12 月 2 日付）。

また、本会は、有識者及び事業者から構成される公平性委員会において、毎年、認証業務に関する公平性の確保の状況について評価を受けている。令和 7 年 10 月の評価の結果、本会の認証業務は公平性が確保されていると認められた。

3 サービスの向上、経費削減及び業務効率化のための新たな取組

第 85 回総会（令和 7 年 6 月 11 日）後から令和 8 年 3 月 31 日までに、会員に一つ上のサービスを提供しつつ、経費、時間、労力を押さえるため、次に取り組んだ。

(1) より良いサービス提供のための、会員及び JAS 認証工場へのアンケート

本会の活動を見直すための検討材料を得るため、会員（令和 7 年 11 月）及び JAS 認証工場（同年 12 月）の協力を得てアンケートを実施した。会員及び認証工場による回答率は、それぞれ 78%及び 83%であった。

アンケートの結果から、本会は会員からは「さらに充実したサービスの提供」と「消費者への果汁製品の良さのアピール」、「JAS 認証の認知度向上」を期待されていること、また、アンケートに参加された全ての JAS 認証工場から本会の調査の内容について「満足」していただいていることが明らかになった。

本会は、会員及び認証工場のご期待や評価に一層応えるため、種々のサービスに取り組むことを再確認した。

(2) 「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程（平成 18 年 3 月 24 日制定）」の廃止に向けた検討

「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程（平成 18 年 3 月 24 日制定）」には、会員が残留農薬等を対象とした「ポジティブリスト制度」に対応する際に活用していただくため、本会は、①会員と分析機関との間を仲介すること、②分析結果を会員間で共有できるようにまとめることが定められている（本規程の 2 事業内容の 2)）。

近年、前述の①を活用した果汁中の残留農薬の分析依頼件数が年間 1 件にとどまり、会

員間で分析結果を共有するには分析結果数が少ない状況が続いている。

このことから令和 7 年 7～8 月に開催されたかんきつ搾汁委員会、りんご搾汁委員会、輸入果汁委員会及び技術委員会において検討した結果、本規程のうち、2 事業内容の 2) について、廃止することが決定された。

(3) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目一覧表」の電子配信の検討

「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目一覧表」は、会員が分析対象とする残留農薬を選定する際の一助となるよう、原料果実の主要な輸入先国における農薬の使用実態をもとに、果汁中に残留する可能性が否定できない農薬を一覧にまとめ製本したものである。前項と同様に関係委員会において検討した結果、一覧を製本するのではなく、検索機能を持つ表計算ソフトにまとめ、電子ファイルで会員に配信することについて了承を得た。

(4) JAS 認証業務の基礎の強化

2 項のとおり、本会は JAS 登録認証機関であり、JAS 法、JISQ17065 及び JISQ17025 に基づいて JAS 認証業務を実施している。より適切に Plan-Do-Check-Action サイクルをまわし、認証業務の質を向上させるため、令和 7 年度から以下の取組を開始した。

- PDCA サイクルの C 工程にあたる内部監査及びマネジメントレビューを強化した。具体的には、内部監査員を 1 名増員し、マネジメントレビューの開催時期を明確にした。
- 全職員を対象に、JAS 認証業務規程及び JISQ 規格の理解を深めるため、令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月までに内部研修を 4 回実施した。来年度も引き続き行う予定である。

(5) 食育フェスティバル等への参加準備

果汁・果実のおいしさ、栄養価、機能性を広報し、会員の活躍及び本会を宣伝するため、効果的な手段の一つとして、全国各地で開催される食育及び食品安全のフェスティバルに参加することとした。

現在、若手職員が中心となって、次の催事の準備を開始したところである。

- 八王子市主催「2026 健康フェスタ・食育フェスタ」（令和 8 年 5 月 17 日（日）開催）
- 会員には、フェスティバル当日のお手伝いボランティア、来場者に無料配布する飲料の提供などの協力をいただいた。

(6) 果汁の日（仮称）の設定の準備

前項と同様に果汁の良さ、会員及び本会を宣伝する手段の一つとして、日本記念日協会に記念日「果汁の日（仮称）」を登録申請することとした。

会員からのご提案をいただきながら、記念日の月日及び名称を決めていく。

(7) 新たな啓発普及手段の活用

ホームページに加え、インスタグラムを活用して、広く果汁・果実飲料の栄養、機能性、おいしさの啓発普及や本会の活動を紹介することとした。

(8) 電子化による決裁の迅速化

令和 7 年 7 月から本会内の決裁を電子化した。その結果、決裁時間が短縮され、ペーパ

ーレス化が促進した。

電子決裁システムの導入にあたっては、一般的なソフトを活用し経費をかけることなく移行した。

(9) 会議室の解約による賃料の軽減

賃貸している会議室の使用頻度が低く賃料に見合った活用がされていないため、令和 8 年 7 月末日に貸主に受け渡すため、解約手続きを行った。これに伴い、役員室及び職員の執務室に収容人数が十数人規模の会議室を設置することとした。令和 8 年 5 月にリフォームを行い、8 月以降に開催される各種委員会は本会議室で行う予定である。

(10) 経費削減のための見直し

さらに経費を抑えるため、次を実行した。

- ・ 購読資料を業務に必要なものに絞った（令和 7 年 9 月）。
- ・ 従来、外部の会議室を借りて実施していた研修会を、本会会議室を使用することによって、賃貸料金を抑制した（令和 8 年 2 月）。

Ⅱ 事業報告

1 研究調査・啓発普及等事業

(1) 果汁技術研究発表会の開催

果汁・果実飲料の品質向上、機能性の普及啓発等に資するため、果汁研究委員会の主導の下、昭和 32 年から果汁技術研究発表会を開催している。今年度は令和 7 年 9 月 12 日、さくらホール（東京都渋谷区）において、「果樹産業に及ぼす地球温暖化の影響」をテーマに第 66 回（令和 7 年度）果汁技術研究発表会を開催した。

特別講演 2 課題、最新の研究成果発表 8 課題と前年の令和 6 年度研究発表会での発表の中から選考された日本果汁協会技術賞、及び日本果汁協会技術奨励賞の受賞者講演 2 課題の発表が行われた（参考資料 3）。

発表会は一般公開（入場無料）により開催され、参加者は約 160 名であった。

(2) 実務担当者研修会の開催

令和 8 年 2 月 27 日、本会の会員及び認証工場等の担当者を対象に、果汁飲料に関する食品表示の最近の動向を取り上げ、実務担当者研修会を開催し、48 名（会場：14 名、WEB：34 名）の参加があった（参考資料 4）。

【講義内容】

- ・ 消費者団体から見た食品の安心・安全を巡る状況
- ・ 食品表示懇談会の検討内容及び今後の展望等
- ・ 果実飲料の表示（①個別ルールの見直し状況、②主な相談事例の紹介）

(3) 調査情報の収集

1) 果実・果汁関係の情報の収集・整備

本会は、関係審議会の傍聴、各種専門誌（紙）やインターネット、その他の刊行物のほか、行政当局、試験研究機関、関係団体等からの情報を収集・整理し、果汁協会報（月刊）や果汁関係資料（年刊）としてまとめ、会員や関係各方面に提供した。

なお、会員に迅速かつタイムリーに提供する必要がある情報については、適宜 e メールによって情報を提供した。

【提供情報の分野の例】

- ・ フードチェーンに着目した情報（国内外の果実・果汁の生産～消費に関する情報他）
- ・ 新技術の開発に関する研究（果実ジャムの風味特性の客観化に資する研究 他）
- ・ 果実・果汁の安全（プベルル酸（消費者庁食品衛生基準審議会の担当部会の議事概要））

2) 果汁協会報（月刊）

前項の調査・情報の収集によって得られた各種情報・資料のうち、会員又は認証工場等に周知することが適切と判断されたものについては、毎月 25 日付けで発行の本会の機関誌の果汁協会報（月刊、印刷部数 310 部）に掲載した。

果汁協会報は、会員、認証工場、関係省庁及び関係業界紙に対しては無料で配付し、非会員からの希望に対しては有料で販売している。

3) 果汁関係資料（年刊）

果実飲料の生産状況、JAS 格付の状況、国内外における果実・果汁の生産・流通動向等のデータを収集・整理した果汁関係資料（2025 年版）（年刊、印刷部数 150 部）を発刊（令和 7 年 11 月）した。

この果汁関係資料は、会員に対しては無料で配付し、非会員からの希望に対しては有料で販売している。

(4) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」（自主規格基準）（令和 7 年度）の改訂

会員が食品中の残留する農薬等（以下「残留農薬等」という。）の「ポジティブリスト制度」に対応する際の一助とするため、本会は、「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」（平成 18 年 3 月 24 日制定、最終改正平成 26 年 3 月 26 日）を制定し、同規程に基づく「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」（平成 18 年 5 月 24 日設定）を設定した。

その後、本会は、国内外における農薬等の使用実態をもとに、毎年、「推奨分析試験項目」を改訂している。令和 7 年度は 9 月に改訂し、会員に配布した。

(5) 技術書の作成・配付

1) 「果実及び果汁の農薬等残留基準」（令和 7 年版）

残留農薬等ポジティブリスト制度への的確な対応の一助となることを目的として、本会は「果実及び果汁の農薬等残留基準」（平成 18 年 4 月初版）を作成した。以来、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正に伴い、

同基準の改訂版を作成、会員に配布している。

令和 7 年版については、令和 7 年 4 月 25 日付けで作成・配付した（会員及び各委員等に各 1 部を無料配付し、追加等の希望者には有料販売）。

2) 「果汁に関する残留農薬等対応マニュアル」（令和 7 年版）

(4)の「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」を含む標記マニュアルを令和 7 年 9 月に改訂し、会員やその他関係各方面に無料で配付し、周知を図った。

(6) 果汁・果実飲料の啓発普及

1) 表示無料相談の受付け

本会は、会員、会員以外の事業者、一般消費者等から、年間 1,100～1,200 件、果汁・果実飲料の表示に関する相談や問合せを受けており、表示に知見を有する職員が、無料で丁寧に対応している。

会員や JAS 認証工場からの問合せには、食品表示法に基づく食品表示基準及び景品表示法に基づく「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」等の説明を中心に対応している。また、会員以外の事業者や一般消費者等からの問合せについては、本会活動の啓発普及等の見地から、より分かりやすく説明している。令和 7 年度は個別表示のルールに関する相談が多かった。

直近 5 年間の実績は下表のとおり。

【相談件数（令和 3～7 年度）】

年度	相談を受けた件数 (うち会員からの相談件数)
令和 3 年度	1,113 (813)
4 年度	1,088 (713)
5 年度	1,072 (763)
6 年度	1,196 (795)
7 年度	1,258 (832)

2) 日常的な取組

一般消費者、研究者、報道者及び会員以外の果汁飲料関係者等に、果実・果汁に関する適切な情報を提供するため、前項に加えて、ホームページの情報の適時更新、果汁研究技術発表会及び研修会の案内を行った。

(7) 委員会の開催

次のとおり委員会を開催し、それぞれの議題について検討した。

1) 企画委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 7 年 5 月 8 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 「令和 7 年度第 1 回理事会・参与会」の提出議案について 2 その他

2) 技術委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 7 年 8 月 5 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 個別品目ごとの表示ルールの見直しの検討について 2 果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 3 第 66 回（令和 7 年度）果汁技術研究発表会について 4 その他

3) りんご搾汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 7 年 7 月 29 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 個別品目ごとの表示ルールの見直しの検討について 2 果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 3 第 66 回（令和 7 年度）果汁技術研究発表会について 4 今年度の委員会の活動について 5 その他
第 2 回	令和 7 年 10 月 22 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 令和 7 年産りんご作柄見通し 2 その他

4) かんきつ搾汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 7 年 7 月 24 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 個別品目ごとの表示ルールの見直しの検討について 2 果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 3 第 66 回（令和 7 年度）果汁技術研究発表会について 4 その他

5) 輸入果汁委員会

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	令和 7 年 7 月 30 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 個別品目ごとの表示ルールの見直しの検討について 2 果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目について 3 第 66 回（令和 7 年度）果汁技術研究発表会について 4 その他

6) 合同委員会（企画、技術、りんご搾汁、かんきつ搾汁及び輸入果汁委員会）

日時	場 所	内 容
令和 7 年 10 月 17 日	WEB 会議	「果実飲料の個別表示ルール見直しに関する説明会」 第 1 部 議論のふりかえり 第 2 部 今後の進め方

7) 果汁研究委員会

	日 時	場 所	議 題
果汁研究委員会 (第 1 回)	令和 7 年 5 月 9 日	本会会議室 (WEB 併用)	1 令和 7 年度果汁研究委員会のメンバー・運営体制について 2 第 66 回(令和 7 年度)果汁技術研究発表会に関すること 3 その他
日本果汁協会賞の選考委員会	令和 7 年 6 月 9 日	本会会議室 (WEB 併用)	日本果汁協会賞の選考・推薦 技術賞 1 点 技術奨励賞 1 点
委員長・副委員長会議	令和 7 年 7 月 11 日	本会会議室 (WEB 併用)	第 66 回(令和 7 年度)果汁技術研究発表会に関して 1 日本果汁協会賞の推薦 2 特別講演者、研究発表者の講演等スケジュール 3 発表会当日の委員役割分担について 4 その他
果汁研究委員会 (第 2 回)	令和 7 年 8 月 1 日	本会会議室 (WEB 併用)	第 66 回(令和 7 年度)果汁技術研究発表会に関して 1 プログラム及び座長等分担について 2 要旨集について 3 広報について 4 ロビー展示について 5 その他
第 66 回(令和 7 年度)果汁技術研究発表会	令和 7 年 9 月 12 日	さくらホール(東京都渋谷区)	第 66 回(令和 7 年度)果汁技術研究発表会を開催 (参加者約 160 名、発表会後の交流会参加者約 50 名)
委員長・副委員長会議	令和 8 年 3 月 27 日	本会会議室 (WEB 併用)	令和 8 年度の果汁研究委員会及び第 67 回(令和 8 年度)果汁技術研究発表会に関して 1 果汁研究委員会の運営体制について 2 令和 8 年度果汁技術研究発表会のメインテーマについて 3 特別講演の分野と依頼する演者の候補について 4 その他

2 認証・検査等事業

(1) JAS 関係業務の実施

1) JAS 認証工場の認証審査

本会は、JAS 法に基づく登録認証機関である。本会が令和 7 年度中に新たに認証した事業者数は 3 工場、廃止した事業者数は 9 工場であり、令和 7 年度末時点の認証事業者数は 59 工場（前年度末時点 65 工場）であった。

審査の機会を活用して、認証工場の要望及び意見を得て本会の審査の質の向上に活かすように努めている。

2) JAS 認証工場の認証後の確認調査及び市販品買上げ検査

本会の認証事業者は、本会の認証業務規程に基づき、1 年半以内に 1 回（ただし、有機加工食品については 1 年以内に 1 回）の認証後の確認調査を受ける必要がある。

令和 7 年度において認証後の確認調査を実施した工場数は 44 工場（うち、有機加工食品 2 工場）で、いずれの認証工場も問題点は認められなかった。また、当該工場（有機加工食品を除く。）において製造販売され、市販されている JAS 格付品を買上げて検査を行ったところ、いずれの製品についても規格を満たしていることを確認した。

3) JAS 製品の依頼検査

本会は、本会と認証事業者との契約に基づき、製品が「果実飲料の日本農林規格」に規定する検査項目の基準を満たしているか否かについての依頼検査を、15 日荷口毎に行っている。

令和 7 年度における検査時点ベースの依頼検査状況は、合計件数で 1,198 件（前年度 1,369 件）、合計金額で 1,570 万円（前年度 1,900 万円）であった。

検査の結果、全ての検体において基準値を満たしていた。

4) JAS 製品の表示包装等審査登録

本会は、認証事業者との契約に基づき、果実飲料の JAS 表示包装等の審査登録を行っている。令和 7 年度の表示包装等審査登録における新たな登録は 9 件（前年度 14 件）であった。

5) JAS 認証工場品質管理責任者等専門講習会

令和 7 年度は、令和 8 年 2 月 19 日に WEB を併用して開催（資料 4）した。受講者数は 12 名（前年度 18 名）であり、全課程修了者に対して修了証を手交した（参考資料 5）。

6) 直接飲料用果実飲料の JAS 格付実績

JAS 認証工場からの格付報告をもとにまとめた令和 7 年（暦年）JAS 格付実績は、下表のとおりであった。直近の 3 年間では、直接飲用果実飲料の全体の格付量は 120,000～130,000 kl であるが、本会の JAS 格付量は前年比 17%減であり、令和 7 年の 2 機関合計における本会のシェアも前年度に比べて 9%減少した。

直接飲料用果実飲料の JAS 格付実績（暦年ベース）（単位：kl、%）

種 類	令和 5 年	令和 6 年 A	令和 7 年 B	変化率 B/A
全 体	120,279	130,937	127,212	97.2
	86,644	83,823	69,582	83.0
うち、果実ジュース （果汁 100%）	44,622	39,191	29,308	74.8
	43,501	38,965	29,304	75.2
果汁入り飲料 （果汁 50%以上 100%未満）	271	165	0	0
	271	165	0	0
果汁入り飲料 （果汁 10%以上 50%未満）	63,113	79,227	86,974	109.8
	30,599	32,342	29,348	90.7
果汁入り飲料 （果肉入り）	1,958	1,731	1,481	85.6
	1,958	1,728	1,481	85.7
果汁入り飲料（乳・野菜等）及び 果実・野菜ミックスジュース	1,353	1,575	1,498	95.1
	1,353	1,575	1,498	95.1
本会のシェア	72.0	64.0	54.7	

（注）1. 検査時点ベース

2. 上段は、本会と（一財）日本清涼飲料検査協会との合計値、下段は本会のみ。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

(2) 一般依頼検査等の実施

1) 一般依頼検査

令和 7 年度の果実飲料の JAS 検査項目（旧検査項目を含む。）に関する一般依頼検査件数は、28 件（前年度 37 件）であった。

2) シイクワシャー果汁識別依頼検査

令和 7 年度のシイクワシャー果汁識別依頼検査に関する一般依頼検査件数は、0 件（前年度 2 件）であった。

3) 耐熱性好酸性菌（TAB）依頼検査

耐熱性好酸性菌（TAB）は、果汁の異臭成分の原因細菌の一つであることから、本会は「耐熱性好酸性菌統一検査法」（平成 15 年 3 月策定）による依頼検査を受付けている。

令和 7 年度の依頼検査は、5 件（前年度 23 件）であり、そのうち、耐熱性好酸性菌（TAB）又は TAB のうちのグアイヤコール産生菌（AAT）の存在が認められたのは、0 件（前年度 0 件）であった。

(3) 残留農薬等分析試験・証明業務の実施

本会は、「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」（平成 18 年 3 月 24 日制定）の規程に基づいて、本会を通じて本会が指定する分析試験機関に分析試験を依頼した場合には、当該分析試験の成績表に本会名の「残留農薬等推奨試験項目認定印」を押印して依頼者に発給している。令和 7 年度に本会を通じて分析試験の依頼のあった件数は、国産果汁 1 件（前年度：国産果汁 1 件）であった。

(4) 検査員の外部研修等の実施

検査所の検査員の知識・技術力の向上を図るため、内外部の研修会、講習会等へ参加に注力している。

本会内部では JAS 認証の基礎知識として JISQ17065、JISQ17025 及び ISO22000 規格の概要を研修している。また、令和 7 年度に参加した外部の研修会、講習会等は以下の通り。

検査員の主な研修会、講習会等への参加状況

研修会・講習会名	日数	参加者数	主催者
令和 7 年度第 66 回果汁技術研究発表会	1	3	（一社）日本果汁協会
創立 50 周年記念シンポジウム	1	1	（一社）日本食品保蔵科学会
FAMIC JAS オンラインセミナー	1	1	FAMIC
研修会 はじめての JAS ～有機加工食品編～	1	1	（一社）日本農林規格協会
食品工場の微生物・酵母汚染管理と改善事例	1	1	（株）BML フード・サイエンス
JFRL 講演会	1	1	（一財）日本食品分析センター
JAS 品質管理責任者等専門講習会	1	3	（一社）日本果汁協会
2025 年度実務担当者研修会	1	3	（一社）日本果汁協会

(5) JAS の PR

農林水産省、農林水産消費安全技術センター及び日本農林規格協会と連携し、果汁協会報等を通して、JAS の PR に努めた。

Ⅲ 主な関係団体との連携

以下に掲げる主な関係団体との間において密接な連携を図った。

1 研究調査・啓発普及等事業関係

(1) 果実飲料公正取引協議会

本会は、果実飲料の公正な取引の推進を目的に、公正取引委員会（消費者庁所管）の認可を得て設立された果実飲料公正取引協議会の正会員として、同協議会が開催する諸会議に参加し、意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

(2) 飲料用紙容器リサイクル推進協議会

本会は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、飲料用紙容器（いわゆる「紙パック」）の回収・リサイクル促進を目的に設立された飲料用紙容器リサイクル推進協議会（事務局：全国牛乳容器環境協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、同協議会が開催する諸行事に参加した。

また、同協議会を含む容器包装リサイクル関係6団体を構成員とする3R連絡協議会による共同事業に要する経費を負担した。

(3) PETボトルリサイクル推進協議会

本会は、容器包装リサイクル法の趣旨を受けて、食品用ペットボトルの回収・リサイクル推進のための調査研究や指導・建議等を目的に設置されたPETボトルリサイクル推進協議会（事務局：PETボトル協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、同協議会が開催する諸行事に参加した。

(4) 公益社団法人食品容器環境美化協会

本会は、飲料用容器のポイ捨て等による散乱防止の推進等を目的に設立された公益社団法人食品容器環境美化協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協会を通じて各種資料・情報の収集に努め、同協会が開催する諸行事に参加した。

(5) 一般財団法人食品産業センター

本会は、我が国の食品産業の健全な発展と新しい社会的問題に対応することを目的に設立された一般財団法人食品産業センターの賛助会員として、同センターが開催する食品産業連絡協議会等に出席して意見を述べるとともに、同センターを通じて各種資料・情報の収集に努めた。

2 認証・検査等事業関係

一般社団法人日本農林規格協会（JAS協会）

本会は、JAS制度の普及・啓発推進を目的に設立された一般社団法人日本農林規格協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じてJASに関する各種資料・情報の収集に努めた。

IV 理事会・参与会及び総会等の開催

1 理事会・参与会

(1) 令和 7 年度第 1 回理事会・参与会

令和 7 年度第 1 回理事会・参与会を下記の議案について、定款第 37 条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は令和 7 年 5 月 22 日)。

【議案等】

第 1 号議案 第 85 回（令和 7 年度）通常総会の開催（6 月 11 日）並びに提出議案に関する件

- 1 令和 6 年度事業報告に関する件（通常総会第 1 号議案）
- 2 令和 6 年度財務諸表に関する件（通常総会第 2 号議案）
- 3 令和 7 年度正会員会費に関する件（通常総会第 3 号議案）
- 4 役員の補欠選任に関する件（通常総会第 4 号議案）
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件（通常総会第 5 号議案）
- 6 その他報告事項

第 2 号議案 参与の補欠選任に関する件（通常総会報告事項）

第 3 号議案 認証業務規程の一部変更に関する件

第 4 号議案 令和 7 年度各委員会の委員に関する件（通常総会報告事項）
報告事項

(2) 令和 7 年度第 2 回理事会・参与会

下記の議案について、定款第 37 条の規定に基づいて書面により実施した（理事会の決議があったものと見なされた日は、令和 7 年 6 月 11 日）。

【議案等】

第 1 号議案 専務理事の選定に関する件

(3) 令和 7 年度第 3 回理事会・参与会

下記の議案について、令和 8 年 3 月 10 日、KKR ホテル東京において WEB 出席を併用して実施した。

【議案等】

第 1 号議案 令和 7 年度事業等経過報告に関する件

- 1 主要事項に関する件
- 2 令和 7 年度収支見込に関する件

第 2 号議案 協賛のお願い（案）に関する件

第 3 号議案 「一般社団法人日本果汁協会 入会金及び会費の額並びにその納入方法に関する規程」の一部変更に関する件

第 4 号議案 「一般社団法人日本果汁協会 認証業務規程」の一部変更に関する件

第 5 号議案 「一般社団法人日本果汁協会 依頼検査規程」及び「一般社団法人日本果汁協会 JAS 表示包装等審査登録要領」の一部変更に関する件

第 6 号議案 「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」の廃止に関する件

第 7 号議案 令和 8 年度事業計画（案）に関する件

第 8 号議案 令和 8 年度収支予算（案）に関する件

第 9 号議案 参与の補欠選任に関する件

報告事項

1 令和 8 年度の正会員会費の積算等に関する件

2 当面の主要会議の日程等に関する件

2 総会

第 85 回（令和 7 年度）通常総会

下記の議案について、令和 7 年 6 月 11 日、KKR ホテル東京において実施した。

【議案等】

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告に関する件

第 2 号議案 令和 6 年度財務諸表に関する件

第 3 号議案 令和 7 年度正会員会費に関する件

第 4 号議案 役員の補欠選任に関する件

第 5 号議案 公益目的支出計画実施報告書に関する件

報告事項

1 令和 7 年度事業計画に関する件

2 令和 7 年度収支予算に関する件

3 参与の補欠選任に関する件

4 令和 7 年度各委員会の委員に関する件

5 会員の入退会に関する件

付 属 明 細 書

令和 7 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。